

令和元年度答申第1号

令和元年11月25日

印西市教育委員会 御中

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 伊 藤 義 文

印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用について（答申）

令和元年7月3日付け印西教総第326号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

## 1 審査会の結論

印西市立小学校及び中学校防犯カメラの設置及び運用に係る個人情報の収集については相当の理由があり、またその目的外の利用又は提供については公益上の必要があると判断する。

なお、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、実施機関において管理運用要綱及び運用マニュアルを適切に定め、留意事項を十分認識した上で、個人情報の適正な取扱いについて万全を期していただくことを求める。

## 2 実施機関の説明

- (1) 学校敷地内への不審者侵入被害をきっかけに、児童及び生徒の安全確保を目的とした防犯体制の整備を図るため、市内の小学校及び中学校に防犯カメラを設置して、学校敷地内に入出入りする者の映像を映像録画機器に記録するとともに、必要に応じてその映像を利用し、又は外部提供するものである。
- (2) 防犯カメラにより撮影された映像は、相当程度鮮明であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、個人情報に該当するものと

考える。

- (3) 個人情報については、本人から収集することが原則であるところ、防犯カメラによる撮影は、警戒する区域の状況を自動的に録画するものであり、実施機関が撮影された映像を映像録画機器に記録する場合、本人が関与することなく個人情報を収集することになるため、本人から収集しているとはいえないことから、審査会に意見を求める必要があると考える。
- (4) あわせて、映像データ（防犯カメラにより撮影された映像で、映像録画機器に記録されたものをいう。）を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外のもに提供することができるようにすることで、施設の安全管理の強化及び犯罪の抑止が図られ、防犯カメラ設置の有用性は大きいものといえることから、これらについても併せて審査会に意見を求めるものである。

### 3 審査会の判断理由

#### (1) 個人情報の収集について

印西市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項本文において、個人情報は本人から収集することを原則としている。ここで「本人から収集する」とは、個人情報の収集には本人が関与していることが前提であり、本人が知ることなく実施機関が一方的に収集する場合を想定しているものではないと考えられる。また、同項第2号で「本人の同意があるとき」は、本人以外からの個人情報の収集を例外的に認めているところ、防犯カメラによる撮影は、本人の意思とは関係なく、不特定多数の者の個人情報を自動的に収集するという性質を有することから、当該本人から撮影に関する同意を得ることは現実的に不可能である。したがって、これらの規定を根拠に個人情報の収集を可能とすることは適当ではない。

一方で、施設の安全管理の強化及び犯罪の抑止を図る上では、防犯カメラの有用性は高いものがあると考えられ、現に防犯カメラの設置については全ての小中学校からの要望がある。また、防犯カメラの管理運用に当たっては、映像データの保存期間が短期間であること、防犯カメラを設置する施設の見やすい場所に防犯カメラによって撮影した映像を記録している旨などを表示するとしていること、防犯カメラの設置場所は教育委員会が必要と認める場所に限定していることなど、一定の配慮がなされていることが窺われる。

これらを踏まえた上で、当審査会としては、後記の管理運用要綱及び運用マニュアルの内容が適切であって、かつ、これらに従った運用がなされ

ることを前提として、実施機関が防犯カメラを用いて行う個人情報の収集が、条例第8条第3項本文又は同項第2号の規定に該当しないとしても、同項第9号にいう「本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるとき」に該当するものと判断する。

(2) 個人情報の目的外の利用又は提供について

条例第9条第1項本文は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を実施機関の内部で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないとしており、同項第9号で「公益上の必要があると認められるとき」は、例外的に個人情報の目的外の利用及び提供を認めている。

本件における個人情報の取扱いとしては、学校敷地内への侵入者や学校施設の破壊行為があった場合、教育関係機関による映像データの利用や他の関係機関への映像データの提供を行うことにより、侵入者に対する迅速な対応と捜査機関の事件解決に協力することが可能となり、ひいては犯罪抑止の効果も期待できることから、防犯カメラの設置目的を達成するための有効な手段となりうるものであり、当審査会としては、後記の管理運用要綱及び運用マニュアルの内容が適切であって、かつ、これらに従った運用がなされることを前提として、公益上の必要性が認められるものと判断する。

(3) 管理運用要綱及び運用マニュアルに関する留意事項

実施機関は、防犯カメラの取扱いについて管理運用要綱及び運用マニュアルを定めることとしている。当該管理運用要綱及び運用マニュアルは、本人から映像データの求めがあった場合の条例第9条第1項による情報提供と条例第13条第1項による開示請求の関係（以下「条例第9条と第13条の関係」という。）、モニター時刻の正確性の担保措置及び実時刻とモニター時刻との間に誤差があった場合の開示請求における情報の特定に関して、明確ないし十分な規定内容となっているとまでは言い難いので、これらについては、管理運用要綱及び運用マニュアルのほか条例の解釈運用基準をも含めて、次の事項を踏まえ検討する必要があると考える。

ア 条例第9条と第13条の関係について

本人に対する自己情報の開示については、条例第13条に定める開示請求権の行使があった場合のほか、条例第9条によって任意的に開示することが認められることを整理するとともに、条例第9条に基づく開示において本人から提供の依頼を受ける場合は、依頼に係る事実関係を明らかにするため書面により行うこと。

イ モニター時刻の正確性の担保措置について

モニターの起動に併せて実時刻との一致を確認し、かつ、その確認によって得られた時刻の状態を把握できる体制を構築すること。

ウ 実時刻とモニター時刻との間に誤差があった場合の個人情報開示請求における情報の特定について

個人情報開示請求に際しては、開示請求の対象となる自己の個人情報を特定する必要があることから、画像が連動するという特殊性を帯びた情報である映像データの開示請求においては、実時刻とモニター時刻との間に誤差がある場合、どの時刻をもって情報を特定させるのかが極めて重要となることに鑑み、その取扱いを明確にすること。

(4) 以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄